いじめ対策及びいじめ防止基本方針改定に向けた取り組みについて

1.いじめ認知件数について（資料 1）

・本市認知件数は増加傾向

⑴認知件数増加は、「いじめの見逃しを防ぐ」観点においては成果が出ている。
従来の学期ごとの教育相談に加え、新たに市教委への毎月のいじめ認知報告書提出、学習用タブレットを活用した「いじめ SOS」導入、WEBQU(小 3-中 3)の実施が挙げられる。

⑵全国では低年齢化（小 2 が最多）。本市は中 1・小 6（昨年度小 6・5）。

2.R6 いじめ認知件数の内訳について（資料 2）

小学生は学級担任への相談が 45%、中学校は学級担任以外の比率が増加し、全国傾向と同様である。学級担任制と教科担任制の差が影響している。

いじめの態様は、「冷やかしやからかい」が多く、全国傾向と同様である。

3.いじめ防止基本方針の改定について（資料 3）

R6.8 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改定を受け、本市のいじめ防止基本方針（H28 作成）全体の改定を行っている。

これを受け、本市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会での議論により、重大事態発生時の対応フロー図等の修正を行っている。

4.市教育委員会としての新たな取り組み（資料 4）

いじめ状況報告書を年1回から毎月報告への切り替え、学級力向上プロジェクト、いじめ SOS、スクールロイヤー導入、スクールロイヤーとスクールソーシャルワーカー連携をはじめた。

子どもたちの意見を聞く手段として、給食ミーティングを開始した。

5.今後の検討課題（資料 5,6）

子ども条例制定自治体の優位性を活かし、学校内だけではなく、市全体でいじめ防止の取り組みにつなげていきたい。

⑴子ども意見を反映したいじめ防止への取り組み（資料 5）
→学校内に限定しない、家庭・地域による効果的な取り組み

⑵教員以外の課題解決手段
①日進市未来をつくる子ども条例にもとづく子ども権利擁護委員の活用
→1/20 先進自治体として、名古屋市「なごもっか」への子育て支援課と合同での行政視察
いじめによるこどもの人権侵害を、学校から権利擁護委員にどのようにつなげていくか。
②学校 ADR（弁護士による調停機関）の調査研究（資料 6）
→R6.10.8 四日市市への行政視察
保護者どうし、保護者と学校との話し合いの場を、弁護士が用意。

①と②を両輪とし、教員だけではなく他分野の専門家を含めた子どもの最善の利益を目指す。

いじめ認知件数について

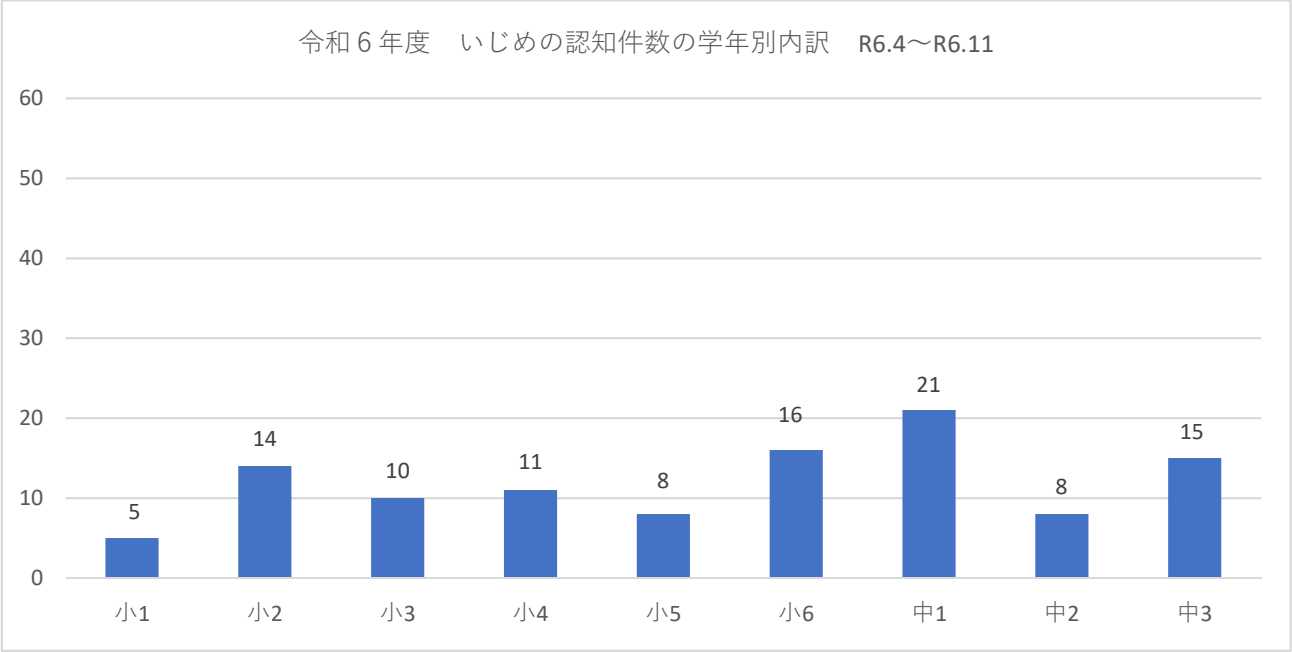

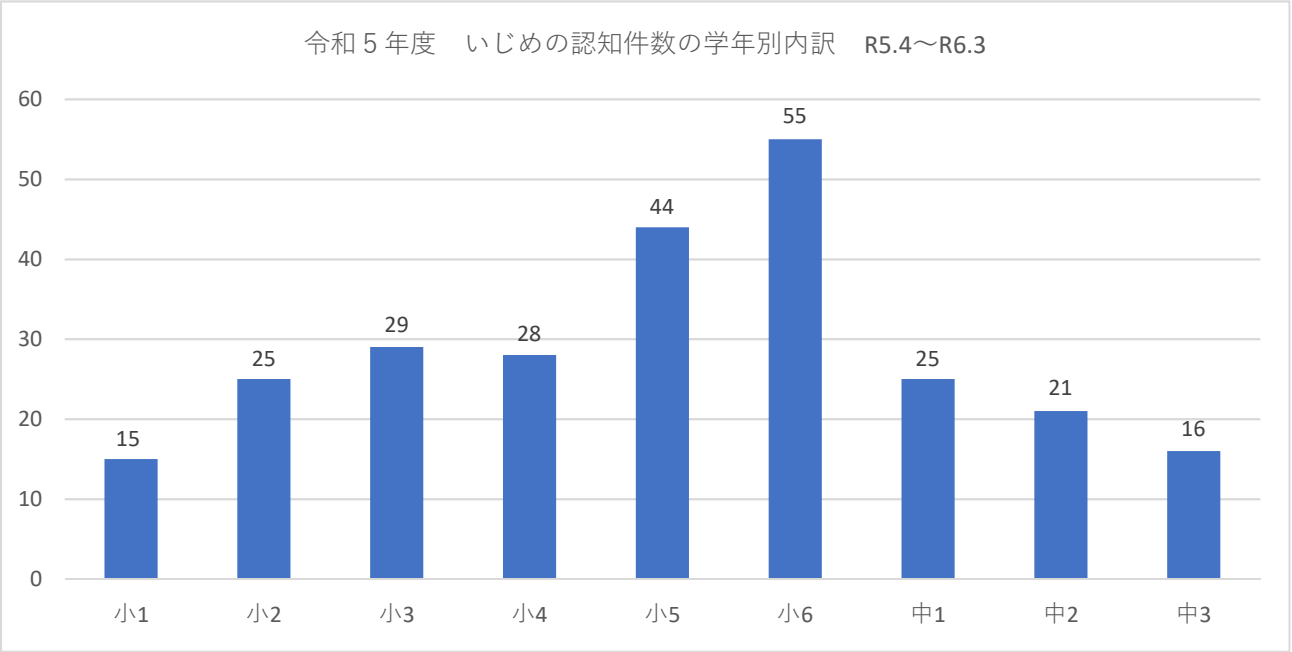

令和５年度諸課題調査（全国値）

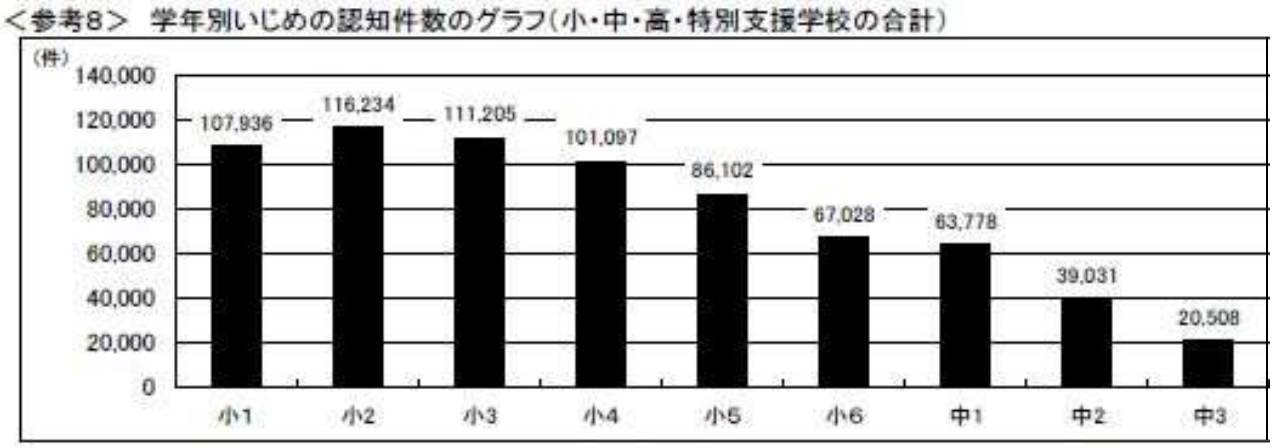

いじめ認知件数の内訳について

いじめられた児童生徒の相談の状況　R6.4～R6.11

	小学校		中学校	
学級担任に相談した	57	45.6%	28	35.0%
学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、SC等を除く）	19	15.2%	21	26.3%
養護教諭に相談した	1	0.8%	0	0.0%
SC等の相談員に相談した	0	0.0%	0	0.0%
学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等含む）	5	4.0%	2	2.5%
保護者や家族等に相談した	34	27.2%	20	25.0%
友人に相談した	9	7.2%	9	11.3%
その他の人（地域の人など）に相談した	0	0.0%	0	0.0%
誰にも相談していない	0	0.0%	0	0.0%
計	125		80	

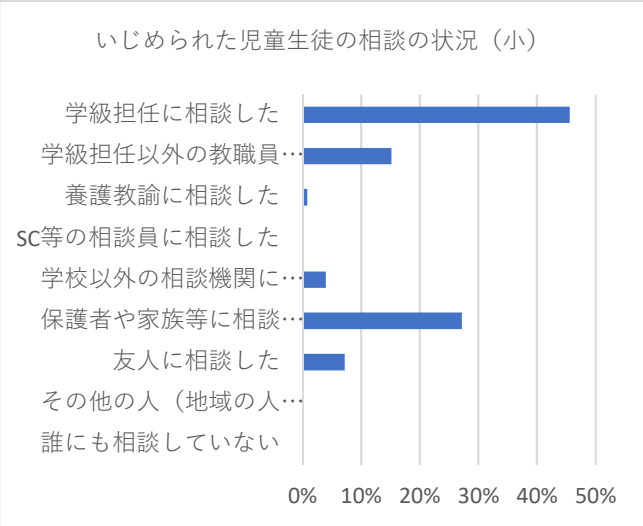

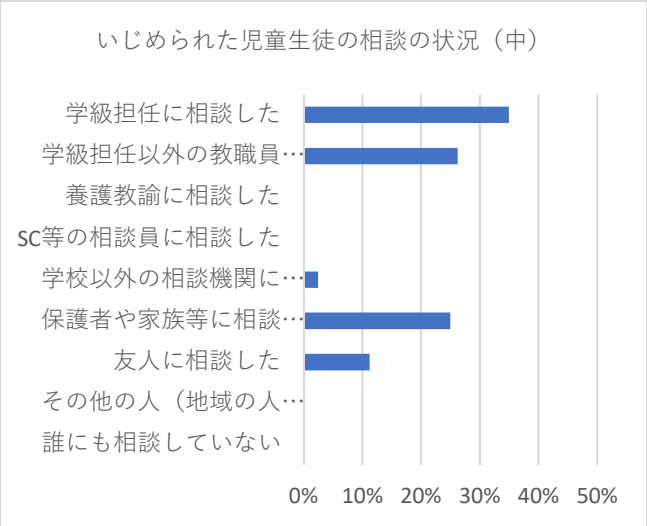

いじめの態様　R6.4～R6.11

	小学校		中学校	
冷やかしやからかい	29	33.7%	20	45.5%
仲間はずれ	10	11.6%	8	18.2%
軽くぶつかる	8	9.3%	2	4.5%
ひどくぶつかる	4	4.7%	1	2.3%
金品をたかられる	1	1.2%	3	6.8%
金品を隠される	1	1.2%	2	4.5%
嫌なことや恥ずかしいこと	4	4.7%	2	4.5%
パソコンや携帯電話等	1	1.2%	6	13.6%
その他	28	32.6%	0	0.0%
計	86		44	

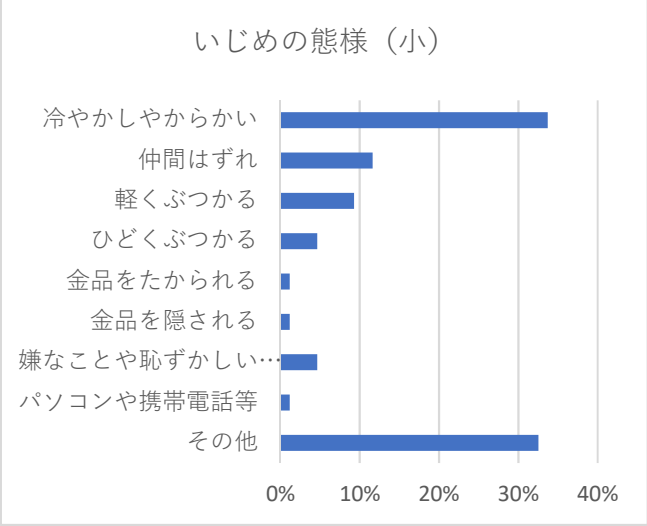

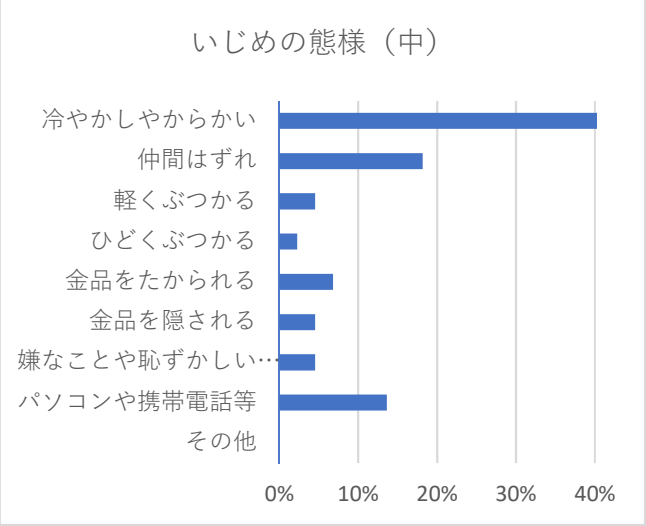

案

【重大事態発生時の対応フロー図】

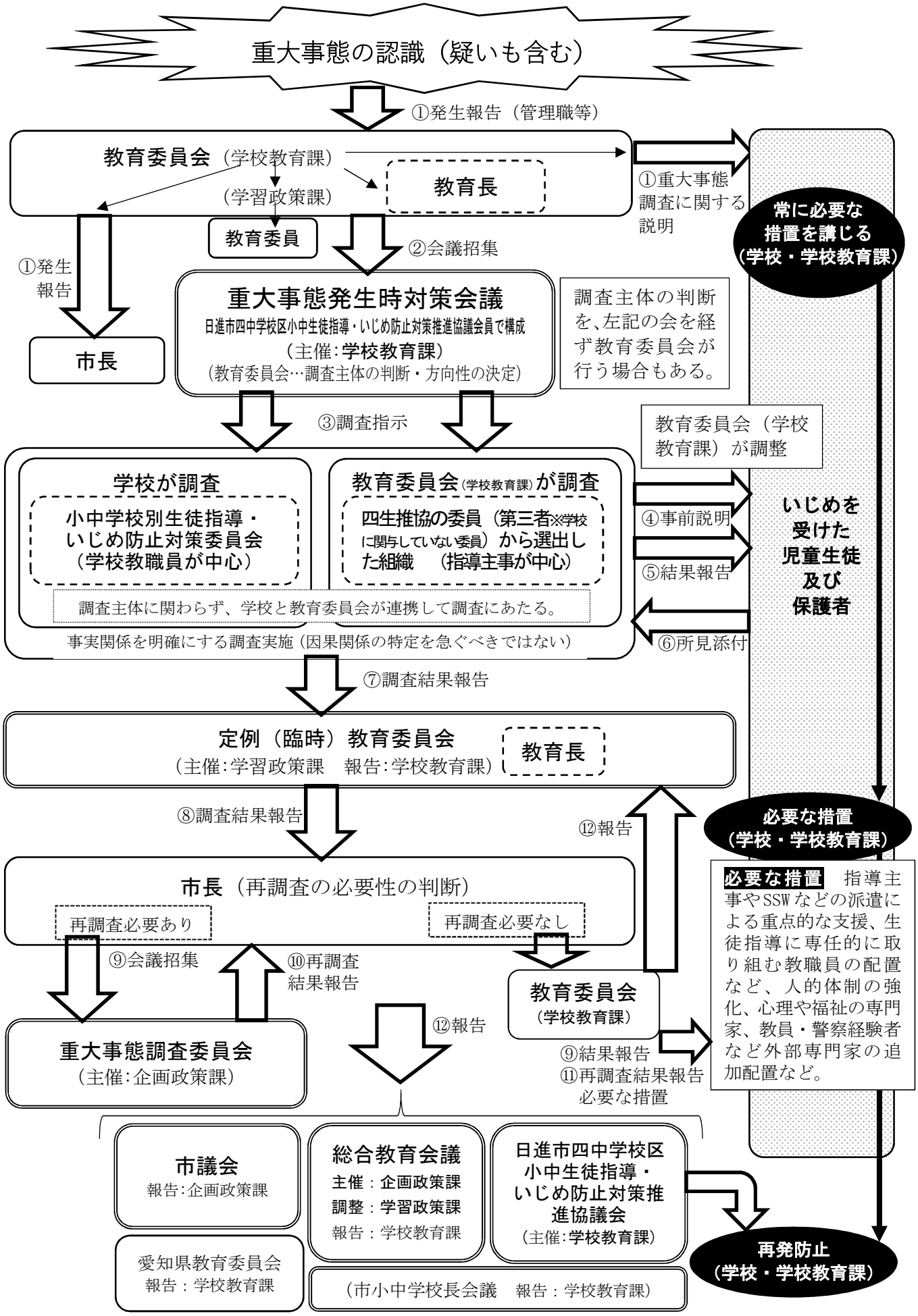

いじめ防止に関する日進市内中学校生徒会との懇談会

1　日時

令和６年 12 月 17 日（火）12：20～13：30

日進西中学校　校長室

2　参加者

教育長　　岩田　憲二

校長　　大津　正仁

生徒会担当教諭　井戸田　純　　伊藤　あずさ

生徒会役員　　鈴村　蒼（１年）曾我　鳳斗（１年）

主任指導主事　　蛭牟田　弘樹

指導主事　　藤森　祐紀

3　懇談内容

・　いじめを０にすることはできない。いじりといじめの境界線がわからなくなることが原因である。しかし、いじめは減らすことはできる。いじめと訴えることができない、難しい子を助けたいという教育長の思いを実現していくためには、まず、いじめを発見することが大事になる。

・　加害者、被害者、傍観者と分けられるが、加害者こそメンタルの弱さがあるのではないか。被害者は、家族には心配をかけたくないという思いから相談がしにくいと感じている。西中学校では、教育相談等で先生に相談することが多い。傍観者としては、被害者本人からの訴えがないといじりなのかの判断もつかないため、介入しにくい。

・　いじりと捉えるのかいじめと捉えるのかは人によって基準が違うため、互いのことを知り、互いを理解し合うことが必要である。先生からの発信だけではなく、生徒から生徒へ、これらのことを発信していくことがいじめを減らす一助となると感じている。

・　解決には、やはり大人の介入が必要であると感じている。

・　陰口については、言って発散できることもある。しかし、陰で言っていることが本人に伝わることが一番よくない。陰でのみで終わるのであればよいと思う。いじりがコミュニケーションのひとつにもなっている。子どもだけでなく、大人（教員）もしている。

・　いじめＳＯＳがあることは知っている。ＳＯＳで発信するよりも先生に相談している人が多いのではないか。また、送信したらどうなるのかということもよくわかっていない。押したら後のこともわかると安心して押せる人も出るかもしれない。

4　キーワード

・　いじめ0は難しい。減らすことはできる。
・　いじめ発見が大切
・　いじりといじめの境界線
・　相互理解の重要性
・　解決には大人の介入が必要
・　生徒から生徒への呼びかけ
・　仕返しがないような配慮
・　いじめ SOS の周知

案

いじめの防止等に関する取組の概要図

学　校

（従来）

生徒指導提要に基づいた指導

・発達支持的生徒指導

・課題予防的生徒指導

・困難課題的生徒指導

・提案Ａに対する取り組み

市（教育委員会）

（従来）

・人権教育

（新規）

・学級力向上プロジェクト

・ＷＥＢＱＵ

・毎月のいじめ認知報告（調査）

・いじめＳＯＳ

・スクールソーシャルワーカーとスクールロイヤーの連携

・学校ＡＤＲ（現在調査研究中）

・提案Ａに対する取り組み

・提案Ｃに対する取り組み・・・

提案Ａ

提案Ｃ

子ども提案

提案Ｂ

校内に限定しない予防策

家　庭

・提案Ｃに対する取り組み

（従来）

・子どもの心身の状況を把握する。

・子どもと対話（心の問題等）する。

・いじめは許されない行為であることを教える。

・日頃から保護者同士や学校、地域と相互の関係を構築する。

地　域

・提案Ｂに対する取り組み

（従来）

・子どもの見守り・声掛けを行う。

・地域で子どもと話す機会を設ける。

・地域の行事、活動等で子どもの健全育成を図る。

・地域の行事等を通じた地域の大人同士の関係構築を図る。

学校 ADR（Alternative Dispute Resolution:裁判以外の紛争処理手段）

＜学校 ADR とは＞

子どもの学校での問題に関し、裁判手続によらないで、子どもの最善の利益を基盤にした話し合いにより紛争解決を図る手続をいう。

学校、子ども、保護者をめぐる様々なトラブルについて、学校問題に知見のあるあっせん人（弁護士）が間に入り、非公開の話し合いにより迅速、柔軟な解決を図る。

※保護者間や保護者・学校間での課題を、学校（教員）が対応するのではなく、専門家（弁護士）により、解決するもの。調停手続は当事者双方の同意があってはじめて開始される。

＜裁判・仲裁と調停の違い＞

裁判・仲裁：第三者の判断によって紛争を解決するもの。

調停　　：当事者の直接の話し合いと、当事者自身が納得の行く合意により、紛争解決を図るのが特徴。

⇒当事者が主体となって紛争を解決できるのが、調停の最大の特徴。

先進地自治体視察済（R6.10.8）

＜いじめ防止対策推進法における学校 ADR の役割＞

役割：「いじめ相談」の発展・拡充

＜活用イメージ＞

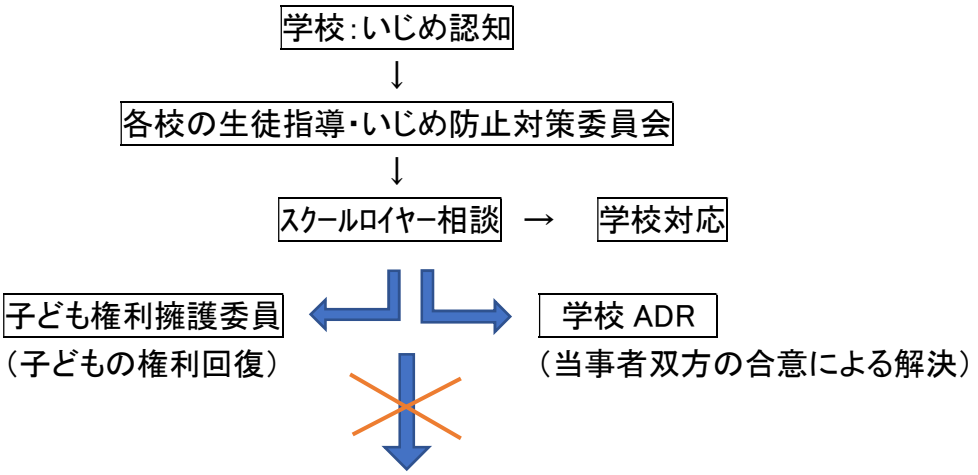

※いじめ重大事態へ進まないための仕組みづくり

いじめによる子どもの人権侵害は、子どもの権利擁護委員による対応も同時に周知していく。

（R7.1.20_名古屋市「なごもっか」を子育て支援課と合同で視察予定）